

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年七月十三日午前十時	有限会社田所不動産	田所 和雄	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目三十三番地十四

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五一一会議室